



## 「京もの担い手プラットフォーム」 利用規約

### (目的・適用)

第1条 本規約は、地方独立行政法人京都市産業技術研究所（以下「開設者」という。）が設置・提供するポータルサイト「京もの担い手プラットフォーム（以下「本プラットフォーム」という。）」の利用について定めたものである。

2 本規約は、第2条4号で定義する利用者に適用するものとし、本規約を全て承諾したものとす

### (定義)

第2条 本規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) **京もの** 本プラットフォームでは、西陣織や京焼・清水焼等の京都市が指定する京都の伝統産業74品目及び京都府が指定する京もの指定工芸品34品目を指す。
- (2) **メンバー** 本プラットフォームに登録する京ものものづくりに携わる若手担い手
- (3) **京もの活用企業** 若手ならではの感性をいかした製品の活用を希望する企業・事業者等
- (4) **利用者** メンバー、京もの活用企業、その他本プラットフォームの閲覧者を含めた本プラットフォームを利用する全ての者
- (5) **連携機関** 開設者、京都市、京都府、京都商工会議所、(公財)京都伝統産業交流センターをはじめとする担い手の支援に関わる機関
- (6) **京もの担い手コンペティション** 製品開発又は展示販売を求める京もの活用企業を募り、コンペティション形式で開発製品や出品製品を決定するもの。

### (構成)

第3条 本プラットフォームは、メンバー、京もの活用企業、連携機関で構成する。

### (事業目的)

第4条 本プラットフォームは、連携機関が実施する若手担い手を対象としたイベントやセミナー等の支援情報の提供、メンバー及び事業のPR・プロモーションを通じて、京もの活用企業のニーズを喚起するとともに、メンバーとのマッチングを図り、製品開発から販路開拓まで幅広い支援を行うことで、京都の伝統産業の技術継承及び振興・発展を目指す。

### (事業内容)

第5条 本プラットフォームでは、主に次の事業を実施する。なお、事業によって参加要件及び対象者を別途定める場合がある。

- (1) 支援情報の提供

- (2) メンバー及び事業のPR・プロモーション
- (3) 京もの担い手コンペティション（製品開発及び展示販売支援）
- (4) 同業・異業種交流支援

#### （メンバー登録）

第6条 本プラットフォームへ所定の方法により登録することにより、メンバーとなる。

- 2 メンバーは、本規約の内容を承諾し、遵守しなければならない。
- 3 開設者は、メンバーに対し、メンバーが登録した指定アドレスにメンバーID及びパスワードを、電子メール等で通知する。

#### （メンバー資格）

第7条 メンバーは、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 年齢45歳以下（登録年度の4月1日時点）の作家・職人
  - (2) 活動拠点又は取引先が主に京都府内であり、京ものの製作に携わる者
  - (3) 京ものの製作に関して、2年以上の経験を持つ者
  - (4) 将来的に継続して京ものの製作に関わる業務に従事する意志のある者
  - (5) 本プラットフォームで実施する事業に参画する意志のある者
- ただし、次に掲げる者は対象外とする。
- (1) 政治的・宗教的活動を主たる目的とした者
  - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は第6号に規定する暴力団員、又は京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等及び同条例第2条第5号に規定する暴力団密接関係者のいずれかに該当する者
  - (3) 公の秩序又は善良の風俗に反する活動を行う者
  - (4) 刑事事件で禁錮以上の刑を受けた者、又は現に刑事訴追されている者
  - (5) その他、メンバーとして不適切と判断される者

#### （登録費用及び会費）

第8条 本プラットフォームへの登録費用及び会費は無料とする。ただし、セミナー（研修）受講費、製品開発や展示販売に関わる製作費用、運搬費等、各事業に係る費用は自己負担とする。

#### （登録内容の変更）

第9条 メンバーは、連絡先、会社名（工房名）、所在地、その他登録内容に変更があった場合には、速やかに所定の方法で登録内容を変更する。

#### （退会及び解除）

第10条 メンバーは、退会を希望する場合には、所定の方法で申請する。

- 2 開設者は、次のいずれかに該当する場合は、登録を解除する場合がある。
  - (1) メンバーが第7条に定めるメンバー資格を有さなくなった場合  
なお、メンバー登録後、46歳以上となったメンバーについては、メンバーから退会の申出がない限り、継続して情報提供等、一部の支援を受けることができるものとする。
  - (2) 登録者が実在しない場合

- (3) メンバーの登録内容に、虚偽があった場合
- (4) 過去にメンバーを解除されたことがある場合
- (5) メンバーが本規約上の義務を履行しないことにより、開設者又は他者が損害を被った又は被るおそれがある場合
- (6) 開設者が本プラットフォームにおける事業の遂行上、支障がある又は支障が生じるおそれがあると判断した場合
- (7) その他、開設者が登録を認めることを不適切と判断した場合

#### **(責任及び賠償)**

第11条 メンバー及び京もの活用企業は、他者（他のメンバーを含む）からの問い合わせ、又はクレーム等を受けた場合、各々の責任において処理解決するものとする。

2 メンバー及び京もの活用企業は、開設者又は他者に対して損害を与えた場合（本規約上の義務を履行しないことにより、開設者又は他者が損害を被った場合を含む。）は、各々の責任においてその損害を賠償するものとする。

3 利用者が、本規約に反する行為をしたことにより発生した他者の損害について、開設者は一切責任を負わないものとする。

4 開設者を通じていない利用者間での受注販売及び問い合わせについて、クレームや損害等が発生した場合、開設者は一切責任を負わないものとする。

#### **(メンバーID及びパスワードの管理責任)**

第12条 メンバーは、開設者から付与されたメンバーID及びパスワードについて、適正な管理の下、細心の注意をもって取り扱い、他者に漏えいさせてはならない。

2 メンバーは、開設者から付与されたメンバーID及びパスワードについて、失念した場合は、直ちに開設者へ申し出、その指示に従うものとする。

#### **(遵守)**

第13条 メンバーは、開設者と京もの活用企業との調整のうえ、決定した企画内容に沿った製品製作を行い、最大限の責務（品質管理、納期厳守等）を果たす。また、京もの活用企業は、決定した企画内容を実施しなければならないものとする。

2 メンバーは、本プラットフォームを通じて、直接、製品開発や展示販売に関する照会等があった際には、必ず開設者に報告するものとする。

#### **(禁止事項)**

第14条 利用者は、本プラットフォームにおいて、次の行為をすることができない。

- (1) 本プラットフォームを通じて入手した全てのデータ、情報、文章、発言等について、著作権法で認められた私的利用の範囲を超える複製、販売、出版のために利用する行為
- (2) 他者の意匠権、著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (3) 他者の財産、プライバシー若しくはパブリシティ権、肖像権を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為

- (4) 他者を差別若しくは誹謗中傷するなど、その名誉若しくは信用を毀損する行為
- (5) 偽装や詐欺等の犯罪に結び付く又は結び付くおそれのある行為
- (6) 本プラットフォームにより開設者又は他者の情報を改ざん、消去する行為
- (7) 他者になりすまして本プラットフォームに登録、活動する行為
- (8) 有害なコンピュータプログラム等を送信又は他者が受信可能な状態に置く行為
- (9) 本人又は開設者の同意を得ることなく、詐欺的な手段により他者の情報を収集する行為
- (10) 上記各号のほか、法令、本規約に違反する行為、公序良俗に違反する行為等、開設者又は他者の信用を毀損し、不利益を与える行為
- (11) メンバーの許可なく転売する行為
- (12) 上記各号の行為に準ずる行為
- (13) その他、開設者が不相当と判断する行為

2 利用者が前項に定める規定に反する行為をしたときは、関連する法令等に定めるところに従い、損害賠償責任を負うことがあるほか、メンバーは、第10条第2項で定める登録の解除を受けることがある。

#### **(本プラットフォームの事業内容等の変更)**

第15条 開設者は、本プラットフォームの運営及び保守管理、改善、改良など必要があるときは、利用者に事前通知することなく、内容・名称等を変更することができる。

なお、メンバーについては、開設者が重要事項であると判断した場合、事前に通知するものとする。

2 前項の変更等によって利用者が何らかの損害を被ったとしても、開設者は一切責任を負わないものとする。

#### **(本プラットフォームの中止・廃止)**

第16条 開設者は、本プラットフォームの全部又は一部の支援を中止又は廃止することがあり、本プラットフォームの中止又は廃止については、利用者に対し、オンライン上で通知する。

なお、メンバーについては、登録された連絡先に事前通知する。

2 前項の中止又は廃止によって損害が発生したとしても、開設者は一切責任を負わないものとする。

#### **(免責)**

第17条 開設者は、掲載情報に誤り等がないように注意を払うが、万一、本プラットフォームにおける掲載情報で利用者が不利益を被ったとしても、一切責任を負わないものとする。また、同様に本プラットフォームとリンク関係を持つサイトに掲載された情報においても、開設者は、一切責任を負わないものとする。

2 開設者は、本プラットフォームの活動により発生した利用者の損害（第三者との間で生じたトラブルに起因する損害を含む。）及び本プラットフォームを利用できなかったことにより発生した利用者又は第三者の損害に対し、いかなる責任も負わないものとし、損害賠償義務を一切負わないものとする。

3 開設者は、本プラットフォームの活動により、展示製品の盗難、汚損、破損、変質、品質等の欠陥、瑕疵等の損害について、一切責任を負わないものとする。

#### (反社会的勢力の排除)

第18条 メンバー及び京もの活用企業は、本プラットフォームにおいて、次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても当該事由のいずれにも該当しないことを確約するものとする。

(1) メンバー又は京もの活用企業の役員、従業員若しくは職員等の構成員（以下「役職員」という。）が、暴力団（京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条例第5号に規定する暴力団密接関係者をいう。）、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ等、特殊知能暴力集団等その他反社会的勢力の構成員、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）であること。

(2) 反社会的勢力が自己の経営を支配していると認められる関係を有すること。

(3) 反社会的勢力が自己の経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

(4) メンバー若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。

(5) メンバー及び京もの活用企業が反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

(6) メンバー及び京もの活用企業が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

2 メンバー及び京もの活用企業は、他者を利用した場合も含めて、次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを誓約するものとする。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3 開設者は、メンバー及び京もの活用企業が前二項各号のいずれかに該当した場合、何らの通知又は催告を要せず直ちに本プラットフォームの登録及び企画の全部又は一部を解除できるものとする。

なお、この解除によってメンバー及び京もの活用企業に生じた損害について、開設者は一切責任を負わないものとする。また、この解除によって開設者に損害が生じた際は、メンバー及び利用者は開設者に対して、その損害を賠償するものとする。

4 メンバーは、本プラットフォームの利用に関し、反社会的勢力から不当な介入を受けたときは、直ちにその旨を開設者に報告するものとする。

#### (規約違反等への対処)

第19条 開設者は、メンバー及び京もの活用企業が規約に違反した場合、本プラットフォームの

活動に関し第三者から開設者にクレーム・請求等がなされ、かつ開設者が必要と認めた場合、又はその他の理由で本プラットフォームの運営上不適当と開設者が判断した場合は、当該メンバー及び京もの活用企業に対し、次のいずれか又はこれらを組み合わせた措置を講ずることがある。

- (1) 規約に違反する行為を止めること、及び同様の行為を繰り返さないことを要求する。
- (2) 第三者との間で、クレーム等の解消のための協議を行うことを要求する。
- (3) メンバーが発信又は表示する情報を削除することを要求する。
- (4) 事前に通知することなく、メンバーが発信又は表示する情報の全部若しくは一部を削除、又は第三者が閲覧できない状態に置く。
- (5) 事前に通知したうえで、第10条に基づき登録を解除する（但し、開設者が緊急を要すると判断したときは、事後に通知するものとする。）。

2 前項の規定は第11条に定めるメンバー及び京もの活用企業の責任及び賠償を否定するものではない。

3 メンバー及び京もの活用企業は、第1項の規定は開設者に同項に定める措置を講ずべき義務を課すものではないことを承諾する。また、メンバー及び京もの活用企業は、開設者が第1項各号に定める措置を講じたことにより発生する結果に関し、開設者を免責するものとする。

#### **(個人情報)**

第20条 開設者は、本プラットフォーム内で知り得た個人情報の収集及び利用について、京都市個人情報保護条例及び（地独）京都市産業技術研究所プライバシーポリシーに基づいて取り扱うものとし、本プラットフォームの充実及び円滑な運営、メンバーに対する情報提供等、目的の達成に必要な範囲内で収集及び利用するものとする。

2 開設者は、メンバー情報の属性の集計、分析を行い、統計資料を作成し、本プラットフォームの提供のために利用、処理することがあり、また、統計資料を京都市等の関係機関に提供することがある。

3 刑事訴訟法第218条に基づく強制処分（令状による差押え、捜査など）が行われた場合、その他相当の理由がある場合には、開設者は、第1項の義務を負わないものとする。

4 開設者はメンバーの個人情報を適正な管理の下、細心の注意をもって取り扱うものとする。

#### **(本規約の変更)**

第21条 本規約の改定及び変更は、開設者の承認により行うものとする。また、利用者の同意を得ることなく、本規約を改定及び変更することがあり、それ以後の活動については、変更後の本規約によるものとする。

2 本プラットフォームにおける変更後の本規約は、オンライン上に公開した時点より効力を生じるものとする。

#### **(協議解決)**

第22条 本規約に記載のない事項及び本規約の解釈につき疑義を生じた事項については、その都度当事者間において、誠意を持って協議のうえ解決する。

**(専属的合意管轄裁判所)**

第23条 利用者と開設者との間で訴訟の必要が生じた場合、京都地方裁判所を利用者と開設者の第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

**(準拠法)**

第24条 この利用規約に関する準拠法は、日本国法とする。

**(事務局)**

第25条 本プラットフォームの事務局を開設者に置く。

附 則 本規約は、平成31年3月18日から施行する。